第169期
定時株主総会
招集ご通知

開催日時

平成29年6月29日（木）
午前10時（受付開始時刻 午前9時）

開催場所

東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル
アネックスタワー5階
「プリンスホール」

郵送またはインターネットによる議決権行使の期限
平成29年6月28日（水）午後5時30分まで

決議事項

第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　当社株式の大量取得行為に関する対応策のための新株予約権無償割当ての委任の件
第3号議案　取締役11名選任の件
第4号議案　監査役1名選任の件
第5号議案　取締役の報酬改定の件
第6号議案　監査役の報酬改定の件
第7号議案　役員賞与支給の件



森永製菓株式会社
証券コード　2201

株主の皆様へ



平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。さて、当社第169期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

当社は創業以来、お菓子を通じて新しい価値を生み出すという創業者のパイオニアスピリットを受け継ぎ、技術とブランドを磨いてまいりました。お客様に「価値と感動」を提供し続けるという使命を果たし、安定的な利益成長の実現を目指します。

株主の皆様におかれましては、引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2017年6月9日



代表取締役会長　森永 剛太

代表取締役社長　新井　徹

第169期定時株主総会招集ご通知

記

日 時　**平成29年6月29日（木曜日）午前10時**　**（受付開始時刻　午前9時）**

場 所　東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル アネックスタワー5階「プリンスホール」

目的事項

報告事項

1. 第169期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第169期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案　**剰余金の処分の件**
第2号議案　**当社株式の大量取得行為に関する対応策のための新株予約権無償割当ての委任の件**
第3号議案　**取締役11名選任の件**
第4号議案　**監査役1名選任の件**
第5号議案　**取締役の報酬改定の件**
第6号議案　**監査役の報酬改定の件**
第7号議案　**役員賞与支給の件**

以　上

議決権行使のご案内

11頁から37頁までに記載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、以下のいずれかの方法にて議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

当日ご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

開催日時 **平成29年6月29日（木曜日）午前10時**（受付開始時刻　午前9時）

当日ご出席いただけない場合



郵送

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、下記の行使期限までに到着するよう折り返しご返送ください。

行使期限 **平成29年6月28日（水曜日）午後5時30分到着分まで**



インターネット

詳細はP3をご覧ください

当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 **平成29年6月28日（水曜日）午後5時30分まで**

- 計算書類の株主資本等変動計算書および注記表、ならびに連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、以下のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人が監査した計算書類および連結計算書類には、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している株主資本等変動計算書および注記表、ならびに連結株主資本等変動計算書および連結注記表も含まれております。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は以下のインターネット上の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。
- 株主総会終了後の商品説明会は、会場の都合により開催いたしません。株主の皆様にはご理解賜りますようお願い申しあげます。
- 本株主総会当日、当社の役員および係員はクールビズ（ノーネクタイ）にて対応させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申しあげます。
 株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト　http://www.morinaga.co.jp/company/ir/stock/invite.html　森永製菓　株主総会　検索

インターネット等による議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォン、携帯電話から、当社の指定する**議決権行使サイト**にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。

議決権行使ウェブサイト

http://www.evote.jp/

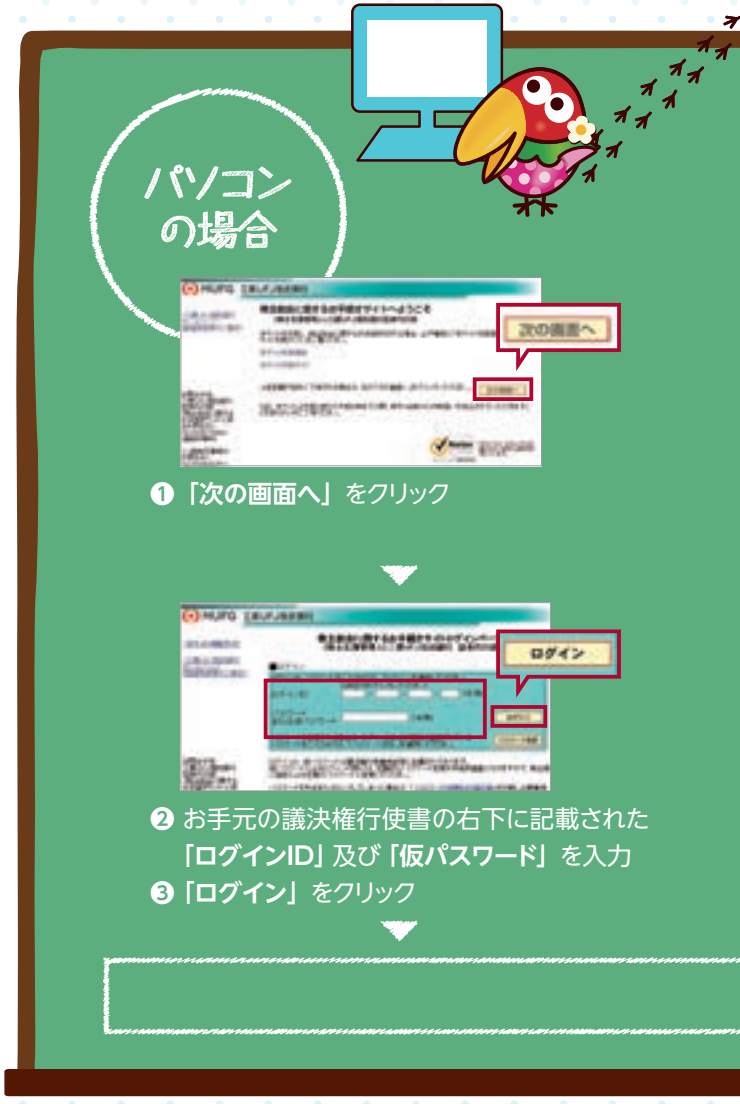
QRコード読み取り機能を搭載したスマートフォンまたは携帯電話をご利用の場合は、左記QRコードを利用してアクセスすることも可能です。

インターネットによる行使期限

平成29年6月28日（水曜日）午後5時30分

ご注意事項

- 毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。
- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- アクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、電話料金、パケット通信料等）は、株主様のご負担とさせていただきます。
- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱うこととさせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォン、携帯電話間で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合や、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合があります。



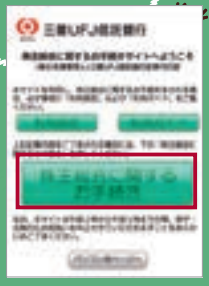
システム等に関するお問い合わせ

議決権行使に関するパソコン、スマートフォンまたは携帯電話の操作方法がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部　ヘルプデスク

0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時）

スマートフォンの場合

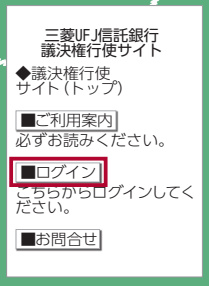


❶「株主総会に関するお手続き」をクリック

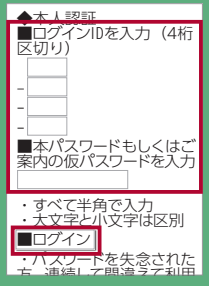


❷ お手元の議決権行使書の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
❸「ログイン」をクリック

携帯電話の場合



❶「ログイン」をクリック



❷ お手元の議決権行使書の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
❸「ログイン」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

携帯電話による議決権行使は、iモード*、EZweb*、Yahoo!ケータイ*のいずれかのサービスをご利用願います。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。

* iモードは株式会社NTTドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Inc.の商標、登録商標またはサービス名です。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使にあたり、当該プラットフォームをご利用いただけます。

第169期定時株主総会招集ご通知

目 次

P1 第169期 定時株主総会 招集ご通知

株主総会の開催日時や場所などについてはこちらをご覧ください。

編集方針

本年の招集ご通知は、株主の皆様にとって読みやすく、わかりやすい工夫を施して作成しております。掲載順を整理し、情報を拡充。株主の皆様との対話を意識し、編集を施しております。

P3 インターネット等による議決権行使について

インターネット等によって議決権行使をされる場合の方法などについてはこちらをご覧ください。



P7 トップインタビュー

お客様に「価値と感動」を提供し続けることを使命として、経営基盤の強化と事業の芽の創出に取り組んでまいります。

P11 株主総会参考書類

株主総会で決議いただく事項

第1号議案	剰余金の処分の件	P11	第4号議案	監査役1名選任の件	P36
第2号議案	当社株式の大量取得行為に関する対応策のための新株予約権無償割当ての委任の件	P12	第5号議案	取締役の報酬改定の件	P37
			第6号議案	監査役の報酬改定の件	P37
第3号議案	取締役11名選任の件	P29	第7号議案	役員賞与支給の件	P37



P38 （ご参考）当期のご報告

当社のトピックスなどをわかりやすくまとめています。







P47 （添付書類）事業報告

当期の業績についてご報告いたします。

1 森永製菓グループの現況に関する事項 P47
2 会社の株式に関する事項 P58
3 会社の新株予約権等に関する事項 P58
4 会社役員に関する事項 P59
5 会計監査人の状況 P61
6 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制 P62
7 株式会社の支配に関する基本方針 P66



P69 連結計算書類
P71 計算書類
P73 監査報告書

ビジョン

おいしく
たのしく
すこやかに

ミッション

私たちは、世界の人々の豊かで安全な食生活の実現と
健康の増進に貢献します。そのために、
パイオニアスピリットに溢れた企業活動を通して、
価値と感動のある商品・サービス・情報を提供します。

既存分野の利益創出力の成長分野への進出加速を高収益安定企業を目指し

代表取締役社長
新井 徹

Q 前期に引き続き過去最高益を更新した当期業績の背景を教えてください

A 当社は「経営基盤強化と事業の芽の創出」をテーマとした中期経営計画を掲げ、既存分野の利益創出力の強化と次の柱となる成長分野の規模の拡大に注力してまいりました。

その結果、菓子食品・冷菓といった既存分野の好調の上に、「海外」「健康」分野での成長を重ねることができ、当期は売上高が前期比9.7%増の1,994億円、営業利益が前期比53.7%増の176億円と前期を大きく上回ることができました。戦略遂行にあたり、中長期の目標として「売上高営業利益率」「ROE」「海外売上高比率」の3つの経営指標を10%に引き上げることを目指しており、このうちの売上高営業利益率は2年前の3.3%から8.8%、ROEは6.0%から13.6%にまでに向上しました。海外売上高比率も7.2%にまで



向上と
核とした中期経営計画により、
てまいります。

向上しており、目指す姿に近づいてきたと考えております。

Q 好調を牽引した要因を部門別に教えてください

A 菓子食品部門では、定番ブランドに加えて「健康」を付加価値とした商品が拡大してまいりました。例を挙げると、高カカオチョコレート「カレ・ド・ショコラ<カカオ70>」「同<カカオ88>」、シールド乳酸菌を使用した「シールド乳酸菌タブレット」、美容や健康への効果で注目を集めた「森永甘酒」、「森永ココア」などが売上を伸ばしています。

冷菓、健康部門の売上も好調でした。冷菓部門においては16年連続売上伸長を続ける「チョコモナカジャンボ」に加え、「バニラモナカジャンボ」も定着が進み、ジャンボグループの売上は前期比で104%となりました。コンビニエンスストアでは当社が得意とするモナカを使った専用アイスクリームも好評を博しています。健康部門では「ｉｎゼリー」が機能性訴求のマーケティング戦略や広告展開により大幅に伸長し、過去最高の売上となりました。また、「天使の健康」通販事業の「おいしいコラーゲンドリンク」や当社独自開発素材を使用した「パセノール™ドリンク」が新規顧客を開拓し売上を大きく伸ばしました。

その結果、当期の営業利益率は大きく向上しましたが、そのポイントは3つあります。1つ目は、全部門の売上が好調に推移したことにより、売上高増収効果が得られたこと、そして2つ目は水道光熱費などのコスト削減や国内工場の稼働率の向上など生産効率の改善ができた点です。3つ目は注力ブランドの絞り込みによる品目数の削減、高付加価値・高単価商品の開発強化などプロダクトミックスの改善を進めた点です。

Q 成長分野の1つとして位置付けている「健康事業」の今後の戦略を教えてください

A 事業成長の要として期待している「ｉｎゼリー」については、機能別の訴求により市場を掘り起こしながらトップシェアを維持して市場を牽引しており、次のステージに進める感触をつかんでいます。2017年度は生産能力を増強し最需要期にも柔軟・迅速に対応できる供給力を整えます。商品ラインアップについても機能性をより高めた「ｉｎゼリー　スーパーエネルギー」「同　スーパープロテイン」、ダイエットなど幅広いニーズに応える「同　カロリーゼロ」といった新商品を投入し、ユーザー拡大を図ってまいります。また、菓子食品など既存分野で「健康」切り口を取り入れた新商品の開発・展開も引き続き強化し、当社の事業全体で健康分野の拡大に注力していきます。

Q 成長分野の1つとして位置付けている「海外事業」の状況と今後の展望をお聞かせください

A 海外事業は、着実に規模の拡大を図っています。海外全体では前年同期比120%を超える成長となっており、今後も期待しています。米国では販路拡大の取り組みが進み、Walmart、Walgreensなど米系米国大手ストアで「HI-CHEW」の取り扱いがスタートし、売上が拡大しました。2015年からの新工場稼働による供給力の強化に販売網強化と、飛躍のための土台が整ってきた中で、ブランド認知度向上のためのマーケティングに注力し、さらなる攻勢をかけていきたいと考えております。

米国と並ぶ重点エリアであるインドネシアでは2016年3月に発売したハラル認証「HI-CHEW」を東南アジア諸国において展開し、先行して発売した「CHEW^2-BALL」と合わせ、幅広い層に向けてブランドマーケティングを推進してまいります。

2015中期経営計画

＜基本方針＞
“経営基盤強化”と
“事業の芽”の創出



Q 持続的な成長に向けた基盤づくりの取り組みとともに、株主の皆様へのメッセージをお願いします

A 当社を取り巻く事業環境を見通すと、国内の少子・高齢化に加え、原材料価格の高騰や調達リスクへの対応、国内外の競合との競争激化など予断を許さない状況にあります。一方で、お客様の価値観の多様化にしっかりと向き合い、差別化された商品はお客様の支持を得て伸長できていると実感しています。当社の企業理念でもある「おいしく、たのしく、すこやかに」における「すこやかに」は健康事業に限ったものではなく、食のあらゆる分野で欠かせないキーワードとなっており健康事業の推進に加えて、「カレ・ド・ショコラ<カカオ88>」や「ビフィズス菌チョコレート」、「シールド乳酸菌タブレット」など「健康」を切り口とした商品開発を一層推し進め、成長のチャンスをとらえていきます。

また、このような事業戦略面だけでなく、経営の基盤部分の整備にも目を向けコーポレートガバナンスの強化にも取り組んでおります。

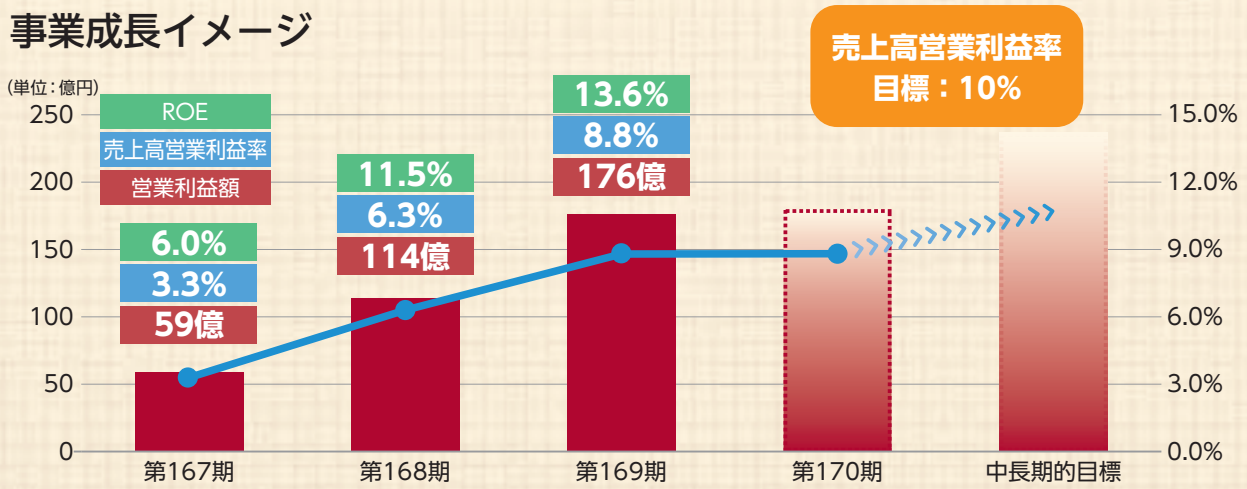
当期においては、長期的な視野に立った変革および事業戦略の議論に多様性をもたらすべく、社外取締役を増員するなど体制強化に努めております。

また、戦略遂行を担う人材育成についても、個々の能力を最大限発揮できるよう働きやすい環境づくりに取り組んでおります。

従業員のやりがいや意欲を高める取り組みは、業務効率の改善というコスト面にとどまらず、当事者意識を高めながら業務を遂行し、食料品製造事業に携わる企業として、「安心・安全」を最重要視した行動がとれる企業風土の確立を通じ、長期的な価値創造につながってくると考えております。

株主の皆様への利益還元につきましては、財務基盤の強化、成長分野への投資を勘案した上で、安定的な配当を確保してまいります。株主の皆様におかれましてはこれまでと変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

事業成長イメージ



株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては当期業績ならびに今後の事業展開などを慎重に検討してまいりました結果、平成28年10月1日に実施した株式併合後の1株あたりの前期配当額（35円）に比べ10円増配し、1株につき45円とさせていただきたいと存じます。

1　配当財産の種類

金　銭

2　株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき　　45円

総　額　　2,341,581,345円

3　剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日

第2号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策のための新株予約権無償割当ての委任の件

当社は、平成20年6月27日開催の第160期事業年度（平成20年3月期）に係る当社定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益（以下「企業価値・株主共同の利益」といいます。）を確保し、向上させることを目的として、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の導入について株主の皆様のご承認を頂き、その後、平成23年6月29日開催の第163期事業年度（平成23年3月期）及び平成26年6月27日開催の第166期事業年度（平成26年3月期）に係る当社定時株主総会において、それぞれ当該対応策の更新について株主の皆様のご承認を頂きました（以下、平成26年6月27日開催の第166期事業年度（平成26年3月期）に係る当社定時株主総会による更新後の対応策を「現行プラン」といいます。）。

現行プランの有効期間は、第169期事業年度（平成29年3月期）に係る定時株主総会（以下「本総会」といいます。）終結の時までであることから、当社では、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非も含めその在り方について検討してまいりました。その結果、当社は、平成29年5月12日開催の当社取締役会において、下記Ⅰ.の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、本総会における株主の皆様のご承認を条件として、現行プランを更新することを決定いたしました（以下、更新後の「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を「本プラン」といいます。）。

つきましては、当社定款第13条の定めに基づき、下記Ⅱ.2.「本プランの内容」の要領で新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本プランへの更新に際しては、現行プランから実質的な内容の変更は行っておりません。

なお、本プランを決定した当社取締役会には、当社監査役4名（うち2名は社外監査役）の全員が出席し、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、賛同する旨の意見を述べております。

記

Ⅰ. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、その株式を上場し自由な取引を認める以上、支配権の移転を伴う当社株式の大量取得提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社は、大量取得行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大量取得提案の中には、①買付目的

や買付後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主の皆様が大量取得行為の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な確保・向上に資する者であるべきであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある大量取得提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。したがって、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

Ⅱ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

本プランは、上記Ⅰ.に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって更新されるものです。

当社取締役会は、当社株式に対する大量取得提案が行われた際に、当該大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な時間および情報を確保するとともに、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止するための枠組みが引き続き必要不可欠であると判断しました。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 目 的

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等との協議・交渉等の機会を確保すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

(b) 手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為またはその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し事前の情報提供を求める等、上記（a）の目的を実現するために必要な手続を定めております（詳細については下記（2）「本プランに係る手続」をご参照下さい。）。

(c) 新株予約権の無償割当ての実施

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の買付等を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」をご参照下さい。）には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者か

ら当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記（4）「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大2分の1まで希釈化される可能性があります。

(d) 独立委員会の利用等

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外者等から構成される独立委員会（その詳細については下記（5）「独立委員会の設置」をご参照下さい。）の客観的な判断を経ることとしております。また、これに加えて、本新株予約権の無償割当ての実施に際して独立委員会が株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することを勧告した場合には、当社取締役会はかかる株主総会を招集するものとされております。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしております。

(2) 本プランに係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下❶または❷に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。買付者等には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

❶ 当社が発行者である株券等[1]について、保有者[2]の株券等保有割合[3]が20%以上となる買付

❷ 当社が発行者である株券等[4]について、公開買付け[5]を行う者の株券等所有割合[6]およびその特別関係者[7]の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）および当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を順守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委

1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
2 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
3 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
6 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

員会は、これを受けて当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自らまたは当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

記

❶ 買付者等およびそのグループ（共同保有者[8]、特別関係者、買付者等を被支配法人等[9]とする者の特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）

❷ 買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）

❸ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、およびそのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）

❹ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）

❺ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策

❻ 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する処遇・対応方針

❼ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

❽ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記（e）❶記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

（c）当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書および本必要情報が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書および本必要情報の内容と当社取締役会の経営計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価・代替案等の検討（必要に応じ、外部専門家による検討を含みます。）等に必要な時間を考慮して適宜合理的な回答期限を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものと

[8] 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
[9] 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

します。以下同じとします。）、その根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提供するよう要求することがあります。

（d）買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

❶ 独立委員会による検討作業

買付者等から情報・資料等（追加的に提供を要求したものも含みます。）の提供が十分になされたと独立委員会が認めた場合、独立委員会は、原則として最長90日間の検討期間（ただし、下記（e）❸に記載する場合等には、独立委員会は当該期間の延長をその決議をもって行うことができるものとします。）（以下「独立委員会検討期間」といいます。）を設定し、その旨買付者等および当社取締役会に通知します。独立委員会は、独立委員会検討期間において買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または当社取締役会等を通して間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、また、当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとします。なお、独立委員会検討期間は、当社取締役会からの情報・資料等の提供の完了を問わずに開始されるところ、当社取締役会からの情報・資料等の提供の完了には一定の期間を要すると見込まれることから、独立委員会検討期間は最長90日間としております。

買付者等は、独立委員会が、直接または当社取締役会等を通して間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

❷ 株主に対する情報開示

当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、当社取締役会が独立委員会に代替案を提示した事実および本必要情報の概要その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様に対する情報開示を行います。

（e）独立委員会における判断

独立委員会は、買付者等が現れた場合には、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記❶ないし❸に従った勧告等を行った場合その他独立委員会が適切と判断する場合には、当社は、当該勧告または決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項（独立委員会検討期間を延長する場合にはその旨ならびに延長の期間および理由の概要を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

❶ 本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を順守しなかった場合、または買付者等の買付

等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記（3）「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の行使期間開始日（下記（4）「本新株予約権の無償割当ての概要」(f) において定義されます。）の前日までの間は、(無償割当ての効力発生前においては) 本新株予約権の無償割当てを中止し、または（無償割当ての効力発生後においては）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存在しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記 (3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と判断する場合でも、本新株予約権の無償割当ての実施について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告するものとします。

❷ 本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記（3）「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当ではないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記（3）「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てを実施することの新たな勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

❸ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間の終了時までに、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告（株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議の勧告を含みます。）を行うに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協

議・交渉等、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で（ただし、30日間を超えないものとします。）、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告（株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議の勧告を含みます。）を行うよう最大限努めるものとします。

(f) 取締役会の決議、株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会から、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告された場合には、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議するものとします。当社取締役会は、当該株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施する決議（当社定款第13条第1項に基づく決議となります。）がなされた場合には、当該株主総会における決定に従い、本新株予約権の無償割当てに必要な手続を遂行します（株主総会において本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を取締役会に委任する旨の決議がなされた場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関する取締役会決議を行うものとします。）。一方、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うものとします。買付者等は、本プランに係る手続の開始後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行うまでの間、または上記の株主総会が開催される場合には当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が可決もしくは否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

当社取締役会は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行った場合、当社取締役会が上記の株主総会を招集する旨の決議を行った場合、または本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主総会の決議が行われた場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施の要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記（2）「本プランに係る手続」(f) に記載される当社取締役会または株主総会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記（2）「本プランに係る手続」(e) のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることになります。

記

(a) 上記 (2)「本プランに係る手続」(b) に定める情報提供および独立委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続を順守しない買付等である場合

(b) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

❶ 株券等を買い占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為

❷ 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

❸ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

❹ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

❺ 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当社の株価を上昇させて当該株式を高値で当社関係者等に引き取らせる目的で買収を行うような行為

(c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(d) 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合

(e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報が十分に提供されることなく行われる買付等である場合

(f) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針または事業計画等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合

(g) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社のブランド価値、商品開発力、研究開発力、品質管理体制、取引先との協力・信頼関係、または社会的信用を損なうことなどにより、当社の企業価値または株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てを実施する旨の取締役会決議または株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である当社株式[10]（「社債、株式等の振替に関する法律」の規定の適用がある同法第128条第1項に定める振替株式となります。）の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（終値のない日を除きます。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含みます。）の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記(i)❷の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(I) 特定大量保有者[11]、(II) 特定大量保有者の共同保有者、(III) 特定大量買付者[12]、(IV) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは (V) 上記 (I) ないし (IV) に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(VI) 上記 (I) ないし (V) に該当する者の関

[10] 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式および②本新株予約権の取得と引換えに交付する当社株式は、いずれも当社が本総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。

[11] 「特定大量保有者」とは、原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

[12] 「特定大量買付者」とは、原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注12において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注12において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

連者[13]（以下、(Ⅰ) ないし (Ⅵ) に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の保有する本新株予約権も、下記 (i) ❷のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

❶ 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

❷ 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成29年4月26日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(5) 独立委員会の設置

当社は、本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての実施・不実施等に関する当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、引き続き独立委員会を設置します。本プランへの更新が本総会で承認された場合、更新後の独立委員会の委員は、当社経営陣からの独立性の高い当社の補欠社外監査役1名および社外の有識者2名から構成される予定です（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙1「独立委員会規則の概要」のとおりです。）。

[13] ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

実際に買付等がなされる場合には、上記（2）「本プランに係る手続」に記載したとおり、こうした独立委員会が、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

（6）本プランの有効期間、廃止および変更

本総会の決議による、本プランにおける本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間（以下「有効期間」といいます。）は、本総会終結後3年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、❶当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または、❷当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本総会の決議による委任の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、有価証券上場規程等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、その他当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実、および（修正または変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

ご参考

本プランの内容は、上記Ⅱ.2.に記載のとおりですが、❶本プランへの更新時および本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響、ならびに❷本プランに対する当社取締役会の判断およびその理由は、それぞれ以下のとおりです。株主の皆様におかれましては、これらの点もご考慮のうえ、本議案につきご承認いただければと存じます。

1 株主および投資家の皆様等への影響

（1）本プランへの更新時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランへの更新時点においては、株主総会決議に基づき、本新株予約権に関する新株予約権無償割当ての決定権限を当社取締役会に対して委任していただいているに過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

（2）本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会または当社株主総会において、本新株予約権の無償割当てを実施する決議を行った場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、本

新株予約権の権利行使期間内に、金銭の払込みその他下記（3）「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続」（b）において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式全体の価値が希釈化されることになります。ただし、当社は、下記（3）「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続」（c）に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および所定の行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、この場合、保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

なお、一旦本新株予約権の無償割当てを実施する決議がなされた場合であっても、当社は、上記Ⅱ.2.(2)「本プランに係る手続」（e）に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までにおいては、本新株予約権の無償割当てを中止し、また、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間においては、本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株あたりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

（3）本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続

（a）本新株予約権の割当ての手続

当社取締役会または当社株主総会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された株主（以下「割当対象株主」といいます。）の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

（b）本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項、ならびに株主の皆様ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、本新株予約権の権利行使期間内でかつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、当該行使請求書およびこれらの必要書類を当社が定めるところに従ってご提出いただいた上、本新株予約権の行使請求受付場所に当該行使請求書およびこれらの必要書類が到達し、かつ、本新株予約権1個あたり、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を当該行使請求受付場所に

払い込むことにより、本新株予約権1個につき原則として1株の当社株式が発行されることになります。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を取得します。このうち、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付する場合には、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

2 本プランに対する当社取締役会の判断およびその理由

本プランに対する当社取締役会の判断およびその理由は、下記（1）および（2）のとおりです。

（1）本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

（2）当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(a) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されております。

(b) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本プランは、本総会において株主の皆様のご承認を頂くことを条件として更新されるものです。

また、上記Ⅱ.2.（6）「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランは、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が設けられてお

り、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議がなされた場合、当社の株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。その意味で、本プランの存続の適否は、当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

(c) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランへの更新にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本新株予約権の無償割当ての実施等の運用に関する実質的な判断は、引き続き独立性の高い社外有識者等で構成される独立委員会により行われることといたしました。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、上記Ⅱ.2.（2）「本プランに係る手続」に記載したとおり、こうした独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本新株予約権の無償割当ての実施を行うことがないよう厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

なお、本プランへの更新後の独立委員会の委員は、当社経営陣から独立性の高い当社の補欠社外監査役1名および社外の有識者2名で構成される予定です（独立委員会の委員選任基準、決議要件および決議事項等については別紙1「独立委員会規則の概要」のとおりであり、本プランへの更新後に就任が予定されている独立委員会の委員の略歴は別紙2「独立委員会の委員の氏名および略歴」のとおりです。）。

(d) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅱ.2.（2）(e)「独立委員会における判断」およびⅡ.2.（3）「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」にて記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ本新株予約権の無償割当ては実施されないものとしており、当社取締役会による恣意的な実施を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(e) 当社取締役の任期が1年であること

当社は、当社取締役の任期を1年としており、本プランの有効期間中であっても、毎年の当社取締役の選任を通じて、本プランについて、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

(f) 外部専門家の意見の取得

上記Ⅱ.2.（2）(d)「買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討」にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしております。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(g) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅱ.2.（6）の「本プランの有効期間、廃止および

変更」にて記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

独立委員会規則の概要

- 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii) 当社社外監査役（補欠社外監査役を含む。）、または（iii）社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、会社経営者（元会社経営者を含む。）、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれらに準ずる者で適切な者とし、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- 独立委員会委員の任期は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役または社外監査役（補欠社外監査役を含む。）であった独立委員会委員が、取締役または監査役（補欠社外監査役を含む。）でなくなった場合（ただし、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う（ただし、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が当社株主総会に付議された場合には、当該株主総会における決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員および当社各取

締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

❶ 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施（株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を当社株主総会へ付議することを含む。）

❷ 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得

❸ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

- 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。

❶ 本プランの対象となる買付等への該当性の判断

❷ 買付者等および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定

❸ 買付者等の買付等の内容の精査・検討

❹ 買付者等との交渉・協議

❺ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討・提示

❻ 独立委員会検討期間の延長の決定

❼ 本プランの修正または変更に係る承認

❽ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項

❾ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

- 独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容および提供された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提供するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書および独立委員会から追加提供を求められた情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提供するよう要求することができる。

- 独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または当社取締役会等を通して間接に、買付者等と協議・交渉を行い、また、当社取締役会の提示する代替案の株主に対する提示等を行うものとする。

- 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。

- 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。

- 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。

- 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

独立委員会の委員の氏名および略歴

本プランへの更新後の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

須藤（すどう） 修（おさむ） 昭和27年1月24日生

● 弁護士 ● 当社補欠社外監査役

略歴

昭和55年４月	弁護士登録　東京八重洲法律事務所入所
平成５年４月	あさひ法律事務所（現あさひ法律事務所・西村あさひ法律事務所）創設、パートナー
平成11年６月	須藤・髙井法律事務所設立、パートナー
平成17年９月	株式会社バンダイナムコホールディングス社外監査役（現在に至る）
平成23年６月	三井倉庫株式会社社外監査役（現在に至る）
平成28年５月	須藤綜合法律事務所設立、パートナー（現在に至る）
平成28年６月	株式会社プロネクサス社外監査役（現在に至る）
平成28年６月	京浜急行株式会社社外監査役（現在に至る）

※須藤修氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

知野（ちの） 雅彦（まさひこ） 昭和38年10月26日生

● 公認会計士

略歴

昭和63年10月	会計士補登録 港監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）入所
平成４年８月	公認会計士登録
平成５年７月	KPMGLLP（KPMG米国法人）出向
平成９年８月	センチュリー監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）帰任
平成13年９月	株式会社KPMG FAS設立　代表取締役（現在に至る）

※知野雅彦氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

山本（やまもと） 礼二郎（れいじろう） 昭和35年10月3日生

● 経営コンサルタント

略歴

昭和59年４月	株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
平成２年５月	A.T.カーニー社シカゴ本社勤務
平成３年７月	株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）ロンドン支店勤務
平成10年７月	株式会社さくら銀行企業情報部クロスボーダーM&Aグループヘッド
平成12年１月	ユニゾン・キャピタル株式会社ディレクター
平成16年４月	GCA株式会社取締役パートナー
平成17年10月	株式会社メザニン代表取締役
平成18年１月	インテグラル株式会社代表取締役パートナー（現在に至る）
平成18年３月	神戸大学経営大学院客員教授

※山本礼二郎氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

以　上

第3号議案　取締役11名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（10名）は任期満了となります。
つきましては、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名		現在の当社における地位	取締役会出席状況
1	再任	森（もり） 永（なが） 剛（ごう） 太（た）		代表取締役会長	100%（18回／18回）
2	再任	新（あら）井（い） 徹（とおる）		代表取締役社長	100%（18回／18回）
3	再任	太（おお）田（た） 栄二郎（えいじろう）		取締役常務執行役員	100%（18回／18回）
4	再任	平久江（ひらくえ） 卓（たかし）		取締役上席執行役員	100%（18回／18回）
5	再任	内（うち）山（やま） 進（しん）一（いち）		取締役上席執行役員	100%（18回／18回）
6	再任	山（やま）下（した） 充（みつ）洋（ひろ）		取締役上席執行役員	89%（16回／18回）
7	再任	西（にし）宮（みや） 正（ただし）		取締役上席執行役員	100%（13回／13回）
8	新任	対（たい）間（ま） 好（よし）文（ふみ）		執行役員	—
9	新任	福（ふく）永（なが） 俊（とし）朗（あき）		執行役員	—
10	再任	宮（みや）井（い） 真千子（まちこ）	社外 独立	取締役	100%（18回／18回）
11	再任	広（ひろ）田（た） 雅（まさ）人（と）	社外 独立	取締役	100%（13回／13回）

（注）取締役候補者の森永剛太氏が理事長を兼務する一般財団法人森永エンゼル財団に対し、当社は運用財産の寄付、その他の取引を行っております。また、取締役候補者の宮井真千子氏が社外取締役を兼務する加藤産業株式会社と当社では食料品関連の取引がありますが、その金額は僅少（当社グループ売上高の2%未満）であります。その他の候補者については、候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
取締役候補者の宮井真千子氏および広田雅人氏と当社は、会社法第427条第1項および当社定款32条の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任につき法令に定める額を限度とする契約を締結しております。宮井氏、広田氏の再任が承認された場合、当社は両氏とそれぞれ上記契約を継続する予定であります。

再任 再任取締役候補者　新任 新任取締役候補者　社外 社外取締役候補者　独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

候補者番号 1

森永（もりなが） 剛太（ごうた） 昭和14年9月13日生

再任



■ **略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

昭和37年４月	当社入社
昭和58年６月	当社取締役就任
昭和63年６月	当社常務取締役就任 食品事業本部長委嘱
平成４年６月	当社専務取締役就任
平成７年６月	当社代表取締役専務就任
平成９年６月	当社代表取締役社長就任
平成18年６月	当社代表取締役会長就任 （現任）

■ **重要な兼職**

一般財団法人森永エンゼル財団 理事長

■ **所有する当社株式の数**
387,940株

■ **取締役会への出席状況**
100%（18回／18回）

■ **取締役在任期間**
34年

■ **取締役候補者とした理由**

森永剛太氏は、長年にわたり当社の経営に携わり、平成18年6月より当社代表取締役会長として、当社グループの企業価値向上に向けて強いリーダーシップを発揮しております。豊富な経験と企業経営に関する幅広い知見を有しており、当社グループの企業価値向上と持続的成長のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

新井（あらい） 徹（とおる） 昭和25年6月3日生

再任



■ **略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

昭和48年４月	当社入社
平成20年６月	当社取締役就任 広報・IR部長兼 広告部長委嘱
平成21年６月	当社経営企画室長委嘱
平成22年４月	当社経営企画部長委嘱
平成23年７月	当社経営戦略部長委嘱
平成24年６月	当社常務取締役就任
平成25年６月	当社代表取締役社長就任 （現任）

【担当】
監査部、新領域創造事業部

■ **所有する当社株式の数**
18,400株

■ **取締役会への出席状況**
100%（18回／18回）

■ **取締役在任期間**
9年

■ **取締役候補者とした理由**

新井徹氏は、平成25年6月より当社代表取締役社長として、当社グループの企業価値向上に向けて強いリーダーシップを発揮しております。豊富な経験と企業経営に関する幅広い知見を有しており、当社グループの企業価値向上と持続的成長のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

太田（おおた） 栄二郎（えいじろう） 昭和34年6月30日生

再任



■ **所有する当社株式の数**
7,700株

■ **取締役会への出席状況**
100%（18回／18回）

■ **取締役在任期間**
6年

■ **略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

昭和57年 4 月 当社入社
平成23年 6 月 当社取締役就任
冷菓事業本部長委嘱
平成26年 4 月 当社営業本部長委嘱（現任）
平成26年 6 月 当社取締役上席執行役員
就任
平成27年 6 月 当社取締役常務執行役員
就任（現任）

【担当】
営業本部、人事総務部、物流部

■ **取締役候補者とした理由**
太田栄二郎氏は、当社において主に営業部門やマーケティング部門を経験し、それぞれの部門における部門長を歴任するとともに、平成23年以降は取締役として当社の経営に携わっております。豊富な経験と企業経営に関する幅広い知見を有しており、当社グループの企業価値向上と持続的成長のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

平久江（ひらくえ） 卓（たかし） 昭和36年11月24日生

再任



■ **所有する当社株式の数**
8,200株

■ **取締役会への出席状況**
100%（18回／18回）

■ **取締役在任期間**
7年

■ **略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

昭和59年 4 月 当社入社
平成18年 6 月 当社執行役員
冷菓事業本部長
平成20年 6 月 当社上席執行役員
冷菓事業本部長
平成21年 4 月 当社上席執行役員
菓子事業本部長
平成22年 6 月 当社取締役就任
菓子事業本部長委嘱
平成25年 6 月 当社食品事業本部長委嘱
平成26年 4 月 当社マーケティング本部長
委嘱
平成26年 6 月 当社取締役上席執行役員
就任（現任）

【担当】
経営戦略部

■ **取締役候補者とした理由**
平久江卓氏は、当社において主に営業部門やマーケティング部門を経験し、マーケティング部門の部門長を務めるとともに、平成22年以降は取締役として当社の経営に携わっております。豊富な経験と企業経営に関する幅広い知見を有しており、当社グループの企業価値向上と持続的成長のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 5

内山（うちやま） 進一（しんいち） 昭和36年2月17日生

再任



■ **所有する当社株式の数**
4,200株

■ **取締役会への出席状況**
100%（18回／18回）

■ **取締役在任期間**
5年

■ **略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

昭和58年 4 月	株式会社三菱銀行入行
平成21年 5 月	株式会社三菱東京UFJ銀行 名古屋営業本部名古屋営業第三部長
平成22年 8 月	同行外為事務部長
平成24年 6 月	当社取締役就任
平成25年 4 月	当社経理部長委嘱（現任）
平成26年 6 月	当社取締役上席執行役員 就任（現任）

【担当】
経理部、コーポレートコミュニケーション部

■ **重要な兼職**
株式会社森永ファイナンス 代表取締役社長

■ **取締役候補者とした理由**
内山進一氏は、金融機関において部長職を歴任するなど豊富な経験を有しております。また、当社において経理部門の部門長を務めるとともに、平成24年以降は取締役として当社の経営に携わっております。豊富な経験と企業経営に関する幅広い知見を有しており、当社グループの企業価値向上と持続的成長のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 6

山下（やました） 充洋（みつひろ） 昭和39年6月11日生

再任



■ **所有する当社株式の数**
600株

■ **取締役会への出席状況**
89%（16回／18回）

■ **取締役在任期間**
2年

■ **略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

昭和62年 4 月	株式会社マンダム入社
平成13年 5 月	株式会社マンダム・インドネシア代表取締役社長
平成20年 5 月	株式会社マンダム執行役員 国際事業部長
平成24年10月	当社入社 当社執行役員
平成25年 1 月	当社執行役員海外事業部長
平成27年 4 月	当社執行役員 海外事業本部長
平成27年 6 月	当社取締役上席執行役員 就任（現任） 海外事業本部長委嘱（現任）

【担当】
海外事業本部

■ **重要な兼職**
上海森永食品有限公司 董事長
森永食品(浙江)有限公司 董事長
森永キノインドネシア株式会社 監査役会長

■ **取締役候補者とした理由**
山下充洋氏は、化学品業界において海外法人の代表者を務めるなど豊富な経験を有しております。また、当社において海外部門の部門長を務めるとともに、平成27年以降は取締役として当社の経営に携わっております。豊富な経験と企業経営に関する幅広い知見を有しており、当社グループの企業価値向上と持続的成長のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 7

西宮（にしみや） 正（ただし） 昭和32年12月31日生

再任



■ **所有する当社株式の数**
3,600株

■ **取締役会への出席状況**
100%（13回／13回）

■ **取締役在任期間**
1年

■ **略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

昭和56年 4 月	当社入社
平成20年 6 月	当社執行役員 食品事業本部長
平成22年 6 月	当社上席執行役員 食品事業本部長
平成24年 4 月	当社上席執行役員 経営戦略部長
平成26年 4 月	当社上席執行役員 マーケティング本部 菓子食品マーケティング部長
平成27年 4 月	当社上席執行役員 マーケティング本部長
平成28年 6 月	当社取締役上席執行役員 就任（現任） マーケティング本部長 委嘱（現任）

【担当】
マーケティング本部、健康事業本部

■ **取締役候補者とした理由**
西宮正氏は、当社において主に営業部門やマーケティング部門を経験し、マーケティング部門の部門長を務めるとともに、平成28年以降は取締役として当社の経営に携わっております。豊富な経験と企業経営に関する幅広い知見を有しており、当社グループの企業価値向上と持続的成長のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 8

対間（たいま） 好文（よしふみ） 昭和35年1月19日生

新任



■ **所有する当社株式の数**
1,200株

■ **略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

昭和57年 4 月	当社入社
平成18年 6 月	当社執行役員 小山工場長
平成19年10月	当社執行役員 鶴見工場長
平成20年 6 月	森永商事株式会社 代表取締役社長
平成27年10月	当社執行役員 生産本部生産統轄部長
平成29年 4 月	当社執行役員 生産本部長（現任）

■ **取締役候補者とした理由**
対間好文氏は、当社において主に営業部門や生産部門を経験し、現在生産部門の部門長を務めております。豊富な経験と企業経営に関する幅広い知見を有しており、当社グループの企業価値向上と持続的成長のために適切な人材と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 9

福永（ふくなが） 俊朗（としあき） 昭和35年2月4日生

新任



■ **所有する当社株式の数**
1,000株

■ **略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

昭和57年 4 月	当社入社
平成22年 4 月	当社執行役員 研究所開発企画部長
平成23年 6 月	当社執行役員 中京工場長
平成26年 1 月	森永アメリカフーズ株式会社 社長
平成29年 4 月	当社執行役員 研究所長（現任）

■ **取締役候補者とした理由**
福永俊朗氏は、当社において主に研究部門や生産部門を経験し、現在研究部門の部門長を務めております。豊富な経験と企業経営に関する幅広い知見を有しており、当社グループの企業価値向上と持続的成長のために適切な人材と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 10

宮井（みやい） 真千子（まちこ） 昭和35年9月29日生

再任 社外 独立



■ **所有する当社株式の数**
500株

■ **取締役会への出席状況**
100%（18回／18回）

■ **取締役在任期間**
3年

■ **略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

昭和58年 4 月	松下電器産業株式会社（現 パナソニック株式会社）入社
平成13年10月	同社くらし研究所長
平成17年 4 月	同社理事
平成18年 4 月	同社理事クッキング機器 ビジネスユニット長
平成23年 4 月	同社役員環境本部長兼 節電本部長
平成24年10月	同社役員Ｒ＆Ｄ本部 未来生活研究担当
平成26年 4 月	同社顧問
平成26年 6 月	当社社外取締役就任（現任）
平成26年12月	加藤産業株式会社 社外取締役就任（現任）
平成27年 5 月	株式会社吉野家ホールディン グス社外取締役就任（現任）

■ **重要な兼職**
加藤産業株式会社 社外取締役
株式会社吉野家ホールディングス 社外取締役

■ **取締役候補者とした理由**
宮井真千子氏は、これまで会社経営に直接関与した経験はありませんが、電機業界におけるマーケティング等の重要な職務執行経験を有しており、それに基づく当社の属する業界にとらわれない幅広い見地からの経営全般に関する客観的・中立的な助言をいただいていることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 11

広田（ひろた） 雅人（まさと） 昭和28年1月21日生

再任 社外 独立



■ **所有する当社株式の数**
200株

■ **取締役会への出席状況**
100%（13回／13回）

■ **取締役在任期間**
1年

■ **略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

昭和50年 4 月	花王石鹸株式会社入社
平成16年 6 月	花王株式会社執行役員 花王化粧品販売株式会社 取締役就任
平成18年 6 月	花王株式会社 取締役執行役員就任 株式会社カネボウ化粧品 社外取締役就任 Molton Brown Group Ltd. 取締役会長就任
平成26年 7 月	株式会社オートバックス セブン経営顧問（現任）
平成28年 4 月	株式会社SMC代表取締役 就任（現任）
平成28年 6 月	当社社外取締役就任（現任）

■ **重要な兼職**
株式会社SMC 代表取締役

■ **取締役候補者とした理由**
広田雅人氏は、化学品業界における経営者としての経験を有しており、それに基づく当社の属する業界にとらわれない幅広い見地からの経営全般に関する客観的・中立的な助言をいただいていることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

第4号議案　監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役伊藤直紀氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

伊藤（いとう）　直紀（なおき）　昭和28年7月27日生

再任　社外　独立



■ **略歴、地位および重要な兼職の状況**

昭和51年 4 月	株式会社第一勧業銀行入行
平成 6 年11月	第一勧業証券株式会社 債券部長
平成10年 6 月	同社取締役就任
平成12年10月	みずほ証券株式会社 常務執行役員就任
平成19年 2 月	第一勧業アセットマネジメント株式会社 代表取締役社長就任
平成19年 7 月	みずほ投信投資顧問株式会社 取締役副社長就任
平成25年 6 月	当社社外監査役就任（現任）

■ **所有する当社株式の数**
2,400株

■ **取締役会への出席状況**
100%（18回／18回）

■ **監査役在任期間**
4年

■ **監査役候補者とした理由**
伊藤直紀氏は、銀行、証券会社など金融業界にて培った財務業務の経験とその後の豊富な経営経験を有しており、当社の属する業界にとらわれない幅広い見地から客観的・中立的な監査をしていただいていることから、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

（注）伊藤直紀氏と当社との間に特別の利害関係はありません。伊藤直紀氏と当社は、会社法第427条第1項および当社定款第42条の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任につき法令に定める額を限度とする契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記契約を継続する予定であります。

再任 再任監査役候補者　社外 社外監査役候補者　独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

第5号議案　取締役の報酬改定の件

現在の取締役の報酬額は、平成18年6月29日開催の第158期定時株主総会において、月額3,000万円以内とご承認いただき、今日に至っておりますが、その後の経済情勢および経営環境の変化その他諸般の事情を考慮いたしまして、かかる報酬枠を月額から年額に改めるとともに、取締役の報酬額を年額5億円以内（うち社外取締役分4,000万円以内）に改定させて頂きたいと存じます。

また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたしたいと存じます。

なお、現在の取締役は10名（うち社外取締役2名）でありますが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、11名（うち社外取締役2名）となります。

第6号議案　監査役の報酬改定の件

現在の監査役の報酬額は、平成3年6月27日開催の第143期定時株主総会において、月額600万円以内とご承認いただき、今日に至っておりますが、その後の経済情勢および経営環境の変化その他諸般の事情を考慮いたしまして、かかる報酬枠を月額から年額に改めるとともに、監査役の報酬額を年額8,000万円以内と変更させていただきたいと存じます。

なお、現在の監査役の員数は4名でありますが、第4号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き4名となります。

第7号議案　役員賞与支給の件

当期末時点の取締役10名（うち社外取締役2名）および監査役4名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額5,400万円（社外取締役以外の取締役分4,680万円、社外取締役分320万円、監査役分400万円）を支給いたしたいと存じます。

（ご参考）

当期のご報告

当期の森永製菓の活動をご紹介します。

連結決算情報 P39

トピックス P41

森永製菓のCSR P43

新商品紹介 P45









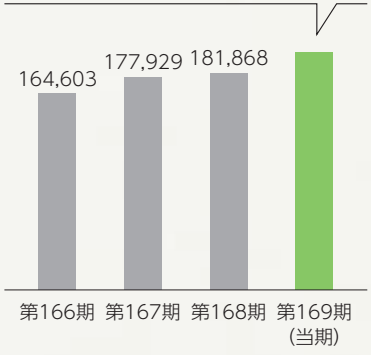


（ご参考）連結決算情報

主要な経営指標の推移

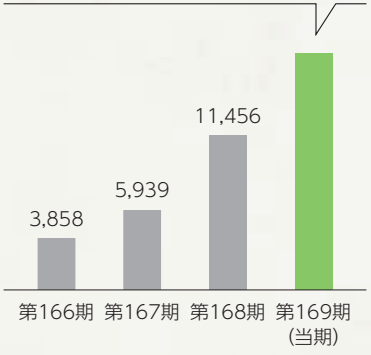
売上高

199,479百万円



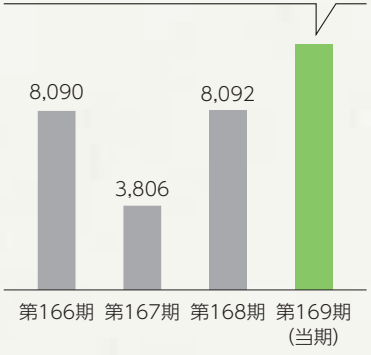
営業利益

17,612百万円



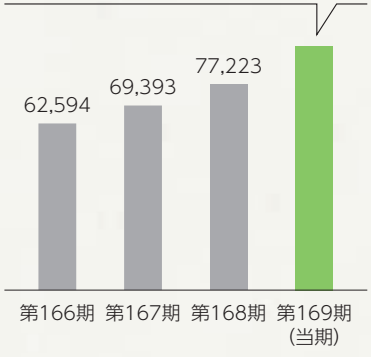
親会社株主に帰属する当期純利益

11,115百万円



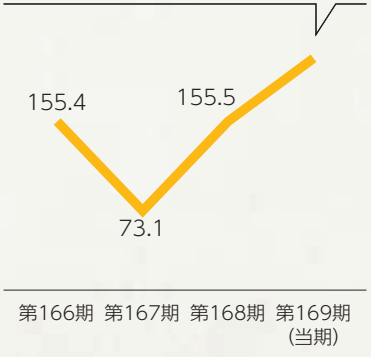
純資産

91,763百万円



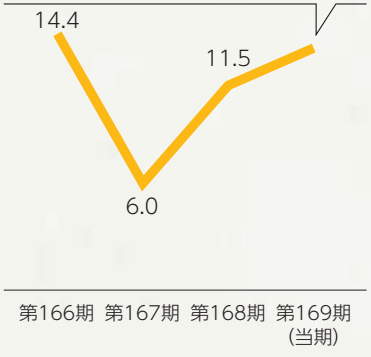
1株当たり当期純利益※

213.6円



ROE

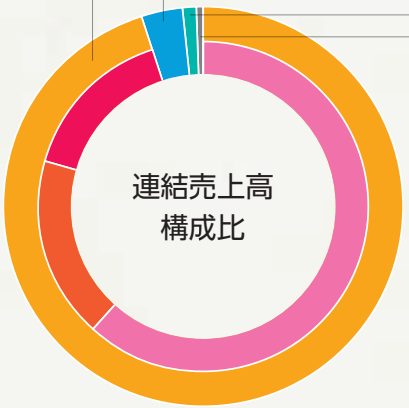
13.6%



※平成28年10月1日を効力発生日として、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。
これに伴い1株当たり当期純利益につきましては株式併合の影響を考慮しております。

事業部門別業績

食料品製造事業
95.1% 189,610百万円
(前期比 10.0%増)



食料卸売事業
(菓子食品の販売)
3.4%
6,858百万円
(前期比 10.4%増)

不動産およびサービス事業
(不動産業及びゴルフ場の経営)
1.2%
2,457百万円
(前期比 3.9%減)

その他の事業
0.3%
552百万円
(前期比 17.0%減)

菓子食品部門
65.1% 123,437百万円
(前期比 7.2%増)



チョコボール



森永ココア



ハイチュウ

冷菓部門
18.7% 35,437百万円
(前期比 9.4%増)



チョコモナカジャンボ



パキシエル

健康部門
16.2% 30,735百万円
(前期比 23.4%増)



ｉｎゼリー

Topics トピックス

「健康」切り口の商品群が業績好調を牽引

- シールド乳酸菌タブレット
- カレ・ド・ショコラ<カカオ70>
- ビフィズス菌チョコレート／ビフィズス菌クランチチョコ
- 甘酒
- 森永純ココア











さまざまな健康機能に、森永製菓グループの技術とブランドが融合した商品群が業績好調を牽引しました。

美容や栄養面での研究で注目を集めた「甘酒」や「森永ココア」、高カカオとチョコレート本来のおいしさを両立した「カレ・ド・ショコラ<カカオ70>」などのロングセラー商品が、お客様の支持を得て大幅に伸長しました。新商品では、森永乳業㈱の『シールド乳酸菌』を活用した「シールド乳酸菌タブレット」が、利便性と食べやすさで発売直後から子育て世代から中高年齢層のお客様まで幅広く大好評となった他、カカオ70%の高カカオチョコレートに森永乳業㈱の『ビフィズス菌BB536』を配合した「ビフィズス菌チョコレート」も高い評価をいただきました。

成長を続けるｉｎゼリー
ユニークなキャンペーン効果で、
ユーザー層の拡大を後押し!





「ｉｎゼリー」母校応援「母校にｉｎ」キャンペーンが好調

「ｉｎゼリー」が過去最高の売上を更新する中、9月に開催したキャンペーン「フレフレ、部活。母校にｉｎゼリー」が好評を博しました。応募により自分の母校の部活動に「ｉｎゼリー」を差し入れることができるというユニークな企画が反響を呼び、「ｉｎゼリー」の特長と相まって、確実にユーザー層を拡大していることが感じられるキャンペーンとなりました。

「健康」を意識した新しい食の提案へ

健康のための新・食生活習慣「ヘルシースナッキング」に注目!

『ヘルシースナッキング』とは、美容や健康への意識の高い人々が実践している新しい生活習慣のことで、食べることを必要以上にセーブせず、良質な間食をこまめに食べ、極端な空腹状態をつくらず、結果的に食べ過ぎを防止する考え方に基づいたものです。この考え方をいち早く取り入れ、おいしさと満足感は十分に、たんぱく質や食物繊維も手軽に摂れるラインアップを発売いたしました。同時に売場の提案や販売促進活動も行なっています。今後も「健康」を意識した新しい食の提案を積極的に展開し、市場をリードしてまいります。



詳しくはこちら

http://www.morinaga.co.jp/healsna/

森永製菓のCSR

品質の安心安全への取り組みをさらに強化

高崎森永㈱、三島工場、小山工場、中京工場で食品安全システム「FSSC22000」認証を取得

2016年10月に三島工場、11月に高崎森永㈱、次いで、2017年4月には小山工場と中京工場が食品安全システムに関する国際認証規格「FSSC22000」の認証を取得いたしました。

「FSSC22000」は、世界標準の食品安全マネジメントシステムのひとつで、国際規格ISO22000（HACCP+ISOによるマネジメント）と、フードディフェンス及び前提条件を明確化したISO／TS22002−1を統合したもので、世界的な食品メーカーと流通業が中心となって設立した非営利団体『国際食品安全イニシアチブ（GFSI：Global Food Safety Initiative)』により食品安全の認証スキームの一つとして承認された国際的な規格です。

森永製菓グループでは、企業の社会的責任の最重要取組のひとつとして、品質保証レベルの向上に取り組み、商品の安全管理体制を強化し、より一層安心してお召し上がりいただける商品のご提供に努めてまいります。



高崎森永株式会社

「菓子」の価値と正しい知識を楽しく伝える取り組み

「親子de菓子育 おやつを知ろう!楽しもう!」

菓子を使ったコミュニケーションや、菓子の楽しさと価値をお伝えする森永製菓の社会貢献活動、『菓子育』の取り組みのひとつとして、12月に「親子de菓子育 おやつを知ろう!楽しもう!」を開催しました。

菓子に含まれているいろいろな栄養成分や子どもの年齢別の適量など、知っているようで知る機会がない知識を、紙芝居やクイズを通じて親子一緒に楽しく学んでいただく企画です。カロリーや健康への心配で菓子を敬遠するのではなく、毎日の食に上手に取り入れる方法をお伝えし、菓子への正しい理解を促進することで、家庭でのコミュニケーションに一層活用していただけるよう、「菓子育」活動をこれからも幅広く展開していきます。





New Products Line up 新商品紹介

ｉｎゼリー スーパーエネルギー、スーパープロテイン

もうひとがんばりしたい時に

タンパク質の量を効率的に摂れる



伸長を続ける「ｉｎゼリー」から新商品を発売。通常の「ｉｎゼリー」よりも、小容量でエネルギーまたはタンパク質を多く摂取できます。より高いパフォーマンスを求める人々のニーズに応えたプレミアムな「ｉｎゼリー」です。

詳しくはこちら http://www.weider-jp.com/

仕事後半の小腹みたしや運動後のからだのケアに

カラダを気にする人、脂肪を気にする人の補助食品に



ｉｎバー プロテイン グラノーラ

「ｉｎバー プロテイン」にザクザク食感の<グラノーラ>が登場。多忙な毎日でも、健康的で美しいカラダづくりを目指して、おいしくプロテインを摂取したい人々へ高タンパク低脂肪、カロリー約100kcalを実現しました。

詳しくはこちら http://www.weider-jp.com/bar/

新しいおいしさいろいろ!!!



マクロビ派ビスケット リニューアル

カラダにおいしい、こだわり素材



マクロビオティックの考え方に基づき、白砂糖などを使用せず自然素材を使っておいしく仕上げた「マクロビ派」がリニューアル。具材を増やして、満足感ある食べごたえになりました。

詳しくはこちら http://www.morinaga.co.jp/macrobiha/



カレ・ド・ショコラ<カカオ88>

カカオ感を極限にまで高めた逸品

日本のチョコレートのパイオニア、森永製菓の長年の知見と技術を結集し、カカオ分88%でありながら、高カカオチョコレートにありがちな苦みや渋みを抑え、カカオの芳醇な香りとすっきりとした後切れのよい味わいに仕上げた、究極のおいしい高カカオチョコレートです。

詳しくはこちら http://www.morinaga.co.jp/carre_de/

パセノール™モイストウォッシュ

ふわふわの泡ですっきり洗顔



森永製菓独自開発の健康素材「パセノール™」を配合した商品を通信販売「天使の健康」にて多数展開しています。当期は化粧品の新商品「パセノール™モイストウォッシュ」が登場。「パセノール™」の食品向け・化粧品向けでの原料販売も開始しました。

詳しくはこちら http://www.tenshi-kenko.com/products/list2.php?category_id=35

（添付書類）

事業報告 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

1 森永製菓グループの現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、政府の景気対策等に伴い、緩やかな持ち直し傾向で推移していますが、海外での政情不安や国内での人手不足によるコスト増といった背景もあり、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く食品業界におきましては、家計消費の根強い節約志向が続く中、食の安心・安全の徹底や多様化する生活者ニーズに応えた、より付加価値の高い商品作りが求められ、競争環境はいっそう厳しさを増しております。

このような経営環境のもと、当社は高収益安定企業を実現すべく、高付加価値商品などの開発体制の強化や生産効率の向上、全社的なコスト削減等による収益基盤強化に取り組んでまいりました。

売上高は、主力の食料品製造事業が好調に推移し、全体では1,994億7千9百万円と前年実績に比べ176億1千1百万円（9.7%）の増収となりました。

損益は、売上高が増収であったこと、および商品規格の見直しや生産効率の改善等による原価低減を図った結果、収益性は大きく改善し、営業利益は前年実績に比べ61億5千6百万円（53.7%）増益の176億1千2百万円、経常利益も前年実績に比べ62億6千3百万円（51.9%）増益の183億2千5百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益も前年実績に比べ30億2千3百万円（37.4%）増益の111億1千5百万円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

食料品製造事業

売上高 **1,896億1千万円**（前期比**10.0%増**）

売上高は1,896億1千万円と前年実績に比べ10.0%増となりました。セグメント利益は売上高の増収に加え、売上原価が改善したことにより、173億1千万円と前年実績に比べ64億4千7百万円の増益となりました。

菓子食品部門

売上高：1,234億3千7百万円（前期比7.2%増）

主な事業内容：キャラメル、キャンディ、チョコレート、ビスケット、各種飲料、ココア、ケーキミックスなどの製造販売

国内では、主力ブランドの「森永ココア」が健康効果に対する注目の高まりを受け、前年実績を大きく上回りました。「森永ビスケット」「チョコボール」「ミルクキャラメル」は前年実績を下回りましたが、定番品に加え、新商品が好調に推移した「おっとっと」、高付加価値商品に注力した「ダース」が前年実績を上回ったこと等により、主力ブランド全体では前年実績を上回りました。

その他のブランドでは、高ポリフェノールの効能を訴求した「カレ・ド・ショコラ」や、栄養機能への認知を高め、顧客層を拡大した「甘酒」が年間を通じて好調に推移し、国内全体では前年実績を大きく上回りました。

海外では「ハイチュウ」の売上が着実に伸長しており、米国、インドネシア、中国、台湾で前年実績を上回ったことにより、海外全体では前年実績を上回りました。

これらの結果、菓子食品部門全体の売上高は1,234億3千7百万円と前年実績に比べ82億9千2百万円（7.2%）増となりました。

チョコボール



売上高
前期比
97%

ミルクキャラメル



売上高
前期比
98%

ダース



売上高
前期比
101%

ハイチュウ



売上高
前期比
101%

森永ビスケット



売上高
前期比
97%

おっとっと



売上高
前期比
111%

森永ココア



売上高
前期比
123%

冷菓部門

売上高：354億3千7百万円（前期比9.4%増）

主な事業内容：アイスクリームなどの製造販売

主力ブランドの「チョコモナカジャンボ」および「バニラモナカジャンボ」のジャンボグループは、引き続き好調に推移しました。また、「パリパリバー」「パキシエル」等のマルチパック商品や「アイスボックス」、コンビニエンスストア向けのプレミアム商品も好調に推移したことで、前年実績を上回りました。

これらの結果、冷菓部門全体の売上高は354億3千7百万円と前年実績に比べ30億5千6百万円（9.4%）増となりました。



健康部門

売上高：307億3千5百万円（前期比23.4%増）

主な事業内容：ゼリー飲料などの製造販売

主力ブランドの「ｉｎゼリー」は、機能性を訴求したマーケティングや広告展開の効果等もあり、年間を通じて好調に推移し、前年実績を大きく上回りました。「天使の健康」シリーズの通販事業は「おいしいコラーゲンドリンク」「パセノール™」関連商品が前年実績を上回り、通販事業全体では前年実績を上回りました。

これらの結果、健康部門全体の売上高は307億3千5百万円と前年実績に比べ58億3千万円（23.4%）増となりました。



食料卸売事業

売上高 **68億5千8百万円**（前期比**10.4%増**）

主な事業内容：菓子食品の販売

売上高は、68億5千8百万円と前年実績に比べ10.4%増となりました。セグメント利益は5億3千6百万円と前年実績に比べ1千4百万円の増益となりました。

不動産およびサービス事業

売上高 **24億5千7百万円**

主な事業内容：不動産業及びゴルフ場の経営

売上高は、ゴルフ事業、不動産事業共に前年実績を下回り、事業全体で24億5千7百万円となりました。セグメント利益は7億9百万円と前年実績に比べ3千1百万円の増益となりました。

その他の事業

売上高 **5億5千2百万円**

売上高5億5千2百万円、セグメント利益6千万円であります。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備等に対する投資の総額は37億5千万円であり、その内容は、主として食料品製造事業における設備の新設および既存設備に係る更新投資であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度における所要資金は自己資金および借入金にて賄い、増資あるいは社債発行による資金調達は行っておりません。

4. 対処すべき課題

当社グループのビジョン・ミッションを具現化するため以下の経営戦略を遂行してまいります。

(1) 既存分野における収益力の強化

- 商品の開発体制を強化することで、高付加価値な商品を生み出していくとともに、既存のブランドの強化、次なるブランドの創出に取り組みます。技術視点からは、当社独自のコア技術を磨いていくことで市場における競争優位を確保いたします。また、研究開発やマーケティング活動を中心に、よりお客様のニーズを満たす商品開発に取り組んでまいります。
- 営業生産性の向上として、効率化と専門性の強化を同時に進めてまいります。市場変化に対応する体制を構築し、業務の効率化とともに伸長しているチャネルへの対応、新規チャネル開拓を強化いたします。
- 生産部門で生み出す利益の最大化を図ってまいります。品質管理システムをより運用性・実効性の高いものへ進化させながら、要員効率、設備効率の向上に取り組むことで生産コストの最小化に努めます。
- 業務の見直しを継続して推進し、さらなる効率化を図ってまいります。

(2) 成長分野への進出加速

- 成長分野への事業拡大の一つ「健康分野」では、スポーツを基軸に独自性のある強い商品群の開発・育成を図りブランド地位を確立してまいります。一方、通販事業では機能性表示食品制度を活用し健康機能訴求の深耕を図ることで通販基盤の強化と拡大に取り組んでまいります。
- グローバル戦略としては、経営資源を積極的に投入し、米国、中国、インドネシアを拠点とした東南アジアを中心に、事業展開に拍車をかけてまいります。

(3) 事業の芽の創出

外部の知見や資源も積極的に活用して、新しい事業の芽の創出に向けた挑戦をしてまいります。

(4) CSR活動の推進

- 品質の安全性確保につきましては、何ものにもまさる最重要課題として認識し、従来から取り組んでいる品質保証体制の充実に加え、「FSSC22000」認証取得や「品質アセスメントシステム」の強化などに鋭意取り組んでおります。
- 「世界の子どもたちに貢献できる企業になる」という夢の実現に向け、未来を担う子どもたちのすこやかな成長を願い、自然体験や食育体験、スポーツ体験といった直接体験の場の提供や、国内外の教育環境整備等の社会貢献活動を展開してまいります。
- 「エンゼルのように地球にやさしく！！」を環境に関する基本理念として、地球温暖化防止のため低炭素社会の実現と持続的成長が可能な循環型社会の形成を目指し、自然共存社会の構築に寄与すべく、企業活動のあらゆる面で環境に配慮した取り組みを進めてまいります。
- 企業価値の最大化ならびに企業の永続的発展および強化を図ることを目的に、内部統制システムの強化および経営の効率化を推進し、業務を適正に執行するとともに、コーポレート・ガバナンス体制の充実に継続して取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともいっそうのご支援を賜りますようお願い申しあげます。

5. 財産および損益の状況の推移

(1) 森永製菓グループの財産および損益の状況の推移

区分		第166期 平成26年3月期	第167期 平成27年3月期	第168期 平成28年3月期	第169期 平成29年3月期 (当連結会計年度)
売上高	百万円	164,603	177,929	181,868	**199,479**
■ 食料品製造事業	百万円	153,765	168,234	172,431	**189,610**
■ 食料卸売事業	百万円	7,416	6,395	6,213	**6,858**
■ 不動産およびサービス事業	百万円	2,839	2,639	2,557	**2,457**
■ その他の事業	百万円	582	659	665	**552**
営業利益	百万円	3,858	5,939	11,456	**17,612**
売上高営業利益率	%	2.3	3.3	6.3	**8.8**
経常利益	百万円	4,446	6,530	12,062	**18,325**
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	8,090	3,806	8,092	**11,115**
1株当たり当期純利益	円	31.07	14.62	31.09	**213.60**
総資産	百万円	144,441	152,855	164,978	**185,032**
純資産	百万円	62,594	69,393	77,223	**91,763**
1株当たり純資産	円	230.26	254.82	286.50	**1,713.49**

(注) 1. 第166期は固定資産売却益約89億円を特別利益として計上しております。
2. 第169期は減損損失約25億円を特別損失として計上しております。
3. 平成28年6月29日開催の第168期定時株主総会の決議により、平成28年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を行っております。

(2) 森永製菓株式会社の財産および損益の状況の推移

区分		第166期 平成26年3月期	第167期 平成27年3月期	第168期 平成28年3月期	第169期 平成29年3月期(当期)
売上高	百万円	147,628	153,194	159,403	**173,069**
経常利益	百万円	3,197	4,668	10,953	**16,442**
当期純利益	百万円	7,228	2,873	6,898	**11,382**
1株当たり当期純利益	円	27.76	11.04	26.50	**218.73**
総資産	百万円	133,095	135,795	146,658	**166,115**
純資産	百万円	60,099	63,182	70,343	**84,679**
1株当たり純資産	円	230.85	242.74	270.31	**1,627.34**

(注) 1. 第166期は固定資産売却益約89億円を特別利益として計上しております。
2. 第168期は関係会社株式評価損約6億円を特別損失として計上しております。
3. 第169期は減損損失約14億円を特別損失として計上しております。
4. 平成28年6月29日開催の第168期定時株主総会の決議により、平成28年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を行っております。

6. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
森永エンゼルデザート株式会社	450百万円	100.0%	冷菓・菓子の製造販売
森永デザート株式会社	450百万円	100.0%	冷菓の製造販売
高崎森永株式会社	100百万円	100.0%	菓子の製造販売
株式会社アントステラ	100百万円	100.0%	菓子の製造販売
森永商事株式会社	300百万円	100.0%	食品の販売
台湾森永製菓股份有限公司	354百万台湾ドル	55.2%	菓子・食品の製造販売
上海森永食品有限公司	187百万中国元	100.0%	菓子の販売
森永食品（浙江）有限公司	126百万中国元	100.0%	菓子の製造販売
米国森永製菓株式会社	9百万米ドル	100.0%	菓子の販売
森永アメリカフーズ株式会社	45百万米ドル	100.0%	菓子の製造販売
森永キノインドネシア株式会社	142,857百万ルピア	51.0%	菓子・食品の製造販売

(3) 重要な企業結合等の状況

上記の重要な子会社11社を含め連結子会社は19社で、持分法適用会社は3社であります。

(4) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当する事項はありません。

(5) その他

J.W.O.Corporation（ジェイ・ダブリュ・オーコーポレーション）と、ウイダー商標を付した健康食品ならびに飲料の製造・販売に関し、ライセンスおよび技術援助契約を締結しております。

また、バリーカレボー社とチョコレート原液の供給に関し、業務提携契約を締結しております。

7. 従業員の状況

(1) 森永製菓グループの従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
■ 食料品製造事業	3,019名	197名増
■ 食料卸売事業	49名	2名増
■ 不動産およびサービス事業	72名	4名減
■ その他の事業	116名	5名増
合計	3,256名	200名増

(注) 1. 従業員数は就業人員数(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であります。
2. 従業員数には臨時従業員（パートタイマーおよび嘱託契約の従業員を含む。）の年間の平均人員2,186名は含んでおりません。

(2) 森永製菓株式会社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,327名	22名減	41.4歳	17.9年

(注) 1. 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。
2. 従業員数には臨時従業員（パートタイマーおよび嘱託契約の従業員を含む。）の年間の平均人員666名は含んでおりません。

8. 主要な営業所および工場

■ 食料品製造事業

森永製菓株式会社

本 社	東京都港区芝五丁目33番1号	
支 店	北海道統括支店	札幌市
	東北統括支店	仙台市
	首都圏統括支店	東京都港区
	中部統括支店	名古屋市
	関西統括支店	尼崎市
	中四国統括支店	広島市
	九州統括支店	福岡市
工 場	小山工場	小山市
	鶴見工場	横浜市
	三島工場	三島市
	中京工場	安城市
研究所	研究所	横浜市

子会社等

国 内	高崎森永株式会社	高崎市
	株式会社アントステラ	東京都渋谷区
	森永エンゼルデザート株式会社	大和市
	森永デザート株式会社	鳥栖市
国 外	台湾森永製菓股份有限公司	台湾台北市
	上海森永食品有限公司	中国上海市
	森永食品（浙江）有限公司	中国浙江省
	米国森永製菓株式会社	米国 カリフォルニア州
	森永アメリカフーズ株式会社	米国 ノースカロライナ州
	森永キノインドネシア株式会社	インドネシア バンテン州

9. 主要な借入先

（1）森永製菓グループの借入先の状況

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,582
株式会社みずほ銀行	5,000
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,500

（2）森永製菓株式会社の借入先の状況

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,000
株式会社みずほ銀行	5,000
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,500

2 会社の株式に関する事項

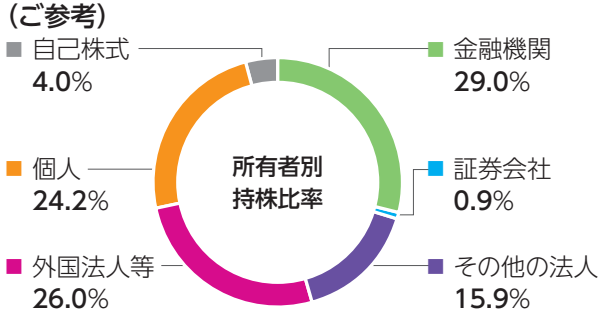
1. 発行可能株式総数　200,000,000株

2. 発行済株式の総数　52,035,141株

（自己株式2,154,628株を除く）

3. 株主数　24,256名

（前期末比4,747名減）



4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
森永製菓取引先持株会	3,396	6.5
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,434	4.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,258	4.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,899	3.2
THE CHASE MANHATTAN BANK　385036	1,655	2.5
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,313	2.5
株式会社みずほ銀行	1,289	2.4
明治安田生命保険相互会社	1,246	1.9
NORTHERN TRUST CO.（AVFC）RE FIDELITY FUNDS	1,004	1.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	803	1.4

（注）1. 当社は自己株式2,154,628株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率については、自己株式を控除して算出しております。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	森　永　剛　太	一般財団法人森永エンゼル財団 理事長
代表取締役社長	新　井　　徹	監査部、新領域創造事業部担当
取　締　役	白　川　年　男	生産本部、お客様サービスセンター、品質保証部担当
取　締　役	太　田　栄二郎	営業本部長 営業本部、物流部担当
取　締　役	平久江　　卓	経営戦略部、人事総務部担当
取　締　役	内　山　進　一	経理部長 経理部、コーポレートコミュニケーション部担当 株式会社森永ファイナンス 代表取締役社長
取　締　役	山　下　充　洋	海外事業本部長 海外事業本部担当 上海森永食品有限公司 董事長 森永食品（浙江）有限公司 董事長 森永キノインドネシア株式会社 監査役会長
取　締　役	西　宮　　正	マーケティング本部長 マーケティング本部担当
取　締　役	宮　井　真千子	加藤産業株式会社 社外取締役 株式会社吉野家ホールディングス 社外取締役
取　締　役	広　田　雅　人	株式会社SMC 代表取締役
常勤監査役	伊　藤　直　紀	
常勤監査役	茶　谷　紀　夫	
監　査　役	坂　口　公　一	
監　査　役	嶋　田　哲　夫	

（注）1. 取締役宮井真千子および広田雅人の両氏は、社外取締役であります。
なお、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 常勤監査役伊藤直紀および監査役坂口公一の両氏は社外監査役であります。
なお、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 取締役西宮正、広田雅人、監査役坂口公一および嶋田哲夫の各氏は平成28年6月29日開催の第168期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
4. 取締役佐藤順一、監査役太田東平および髙橋正宏の各氏は平成28年6月29日開催の第168期定時株主総会終結の時をもって退任しております。
5. 取締役宮井真千子氏が社外取締役を兼務しております加藤産業株式会社と当社では食料品関連の取引がありますが、その金額は僅少であります。

（ご参考）平成29年3月31日現在の執行役員の地位、氏名および担当は次のとおりであります。

地位	氏名	担当
上席執行役員	津久井　慶　太	研究所長
執行役員	小　川　耕　三	生産本部小山工場長
執行役員	福　地　博　之	生産本部長
執行役員	対　間　好　文	生産本部生産統轄部長
執行役員	森　　信　也	健康事業本部長
執行役員	佐　野　友　一	健康事業本部マーケティング部長
執行役員	田　中　　剛	経営戦略部長
執行役員	大　橋　啓　祐	新領域創造事業部長

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役の全員との間で、会社法第427条第1項ならびに当社定款第32条および第42条の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額としています。

3. 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役（うち社外）	11名（2名）	353百万円（22百万円）
監査役（うち社外）	6名（3名）	54百万円（29百万円）

（注）1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 第158期定時株主総会（平成18年6月29日）において決議された取締役の報酬額は月額3千万円以内（使用人分給与は含まない）であります。
3. 第143期定時株主総会（平成3年6月27日）において決議された監査役の報酬額は月額6百万円以内であります。
4. 報酬等の総額には、第169期定時株主総会において付議予定の役員賞与54百万円（取締役50百万円、監査役4百万円）を含めております。
5. 上記のほか、当社は第159期定時株主総会（平成19年6月28日）における役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の決議に基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に対し、3百万円の役員退職慰労金を支給しております。

4. 社外役員に関する事項

区分	氏名	当事業年度における主な活動状況
取締役	宮　井　真千子	当事業年度の取締役会18回の全てに出席し、適宜発言しております。
取締役	広　田　雅　人	就任後開催の取締役会13回の全てに出席し、適宜発言しております。
監査役	伊　藤　直　紀	当事業年度の取締役会18回および監査役会24回の全てに出席し、適宜発言しております。
監査役	坂　口　公　一	就任後開催の取締役会13回および監査役会17回の全てに出席し、適宜発言しております。

5 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	49百万円
当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	61百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、監査業務の報酬の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、台湾森永製菓股份有限公司、上海森永食品有限公司、森永食品（浙江）有限公司、森永キノインドネシア株式会社の監査は、それぞれが契約する現地の監査法人によって行われております。

3. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。

4. 非監査業務の内容

会計に関する助言・指導業務

5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が「会社法」第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任する方針です。この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告する方針です。

なお、上記の場合のほか、適格性および信頼性において問題があると判断した場合、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に諮る方針です。

6 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1. 基本方針

当社グループは、企業価値の最大化ならびに企業の永続的発展および強化を図ることを目的に、内部統制システムの強化および経営の効率化を図り、業務を適正に執行するとともに、監督および監査の実効性を高めることとする。

2. 個別方針

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

職務の執行が適正に行われるために、取締役会は実効性のある内部統制システムの構築と法令および定款等の順守体制の確立に努めるとともに、監査役が当該システムの有効性と機能を監査する体制とする。

また、監査部を社長直轄とし、子会社を含めた全ての部門の内部監査を行い、内部監査の実効性を高めることとする。

「行動憲章」の下、「コンプライアンス委員会」を設置し、子会社を含めた継続的な研修等により、コンプライアンス風土の維持・向上に努め、特に反社会的勢力とは断固として対決し、排除に努めるという考えに則り、反社会的勢力からの不法・不当な要求には一切応じないこととする。

また、国内子会社を含めた「ヘルプライン」(社内および社外)を設置し、コンプライアンス上問題となる情報を広く収集し、適切な対応を行うこととする。

なお、財務報告の信頼性を確保するため、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、適切に報告する体制を整備し、運用することとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「文書取扱い規程」等により、重要な会議の議事録、重要事項に係る決裁申請書等(書面および電磁的記録)について、法令および重要度に応じて保存期間を定め、保存および管理を行うこととする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「トータルリスクマネジメント委員会」を設置し、当社および子会社の「トータルリスクマネジメント規程」を制定するとともに、想定されるリスクをカテゴリー別に分類および評価し、平常時における予防対策を実施することとする。

また、監査部は定期的な内部監査において、リスク管理の状況を監査することとする。

クライシスが発生した場合は、状況を速やかに評価・判断し、「対策本部」の設置、情報開示等、当該クライシスの性格に応じた必要な対応措置をとるとともに、原因究明、再発防止対策を行うこととする。

反社会的勢力に対しては、平素から関係行政機関などからの情報収集に努め、事案が発生した場合には警察等関係機関と緊密に連絡をとり、組織全体として速やかに対処することとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「決定基準規程」の整備・運用により、当社および子会社は、法定事項および重要な職務の執行については取締役会で決定し、その他の職務については担当取締役等へ一部権限を委譲し、職務の執行を効率的に行うこととする。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

i. 当社は、「グループ会社運用規程」により、子会社の営業方針、営業実績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。

ii. 当社は、当社グループ全体のリスク管理について定める「トータルリスクマネジメント規程」を策定し、グループ全体のリスクを網羅的、統括的に管理する。当社は、当社グループのリスク管理を担当する「トータルリスクマネジメント委員会」において、グループ全体のリスクを管理し、リスク管理の課題、対応策等を審議する。

iii. 子会社は、当社に準じた手続きにより業務の執行を効率的に行うこととし、重要事項を決定する際は、「決定基準規程」に基づき、事前に当社の承認を得る体制とする。

また、内部監査の共通化により、当社の監査部が子会社を監査し、グループ全体の業務の適正を確保することとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

監査役会が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、補助使用人を置くこととする。

補助使用人は、業務の執行にかかわる役職を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従い監査役を補助するものとする。

また、補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、補助使用人の任命、異動等の人事権にかかわる事項の決定等については、監査役会の事前の同意を得ることとする。

(7) 監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、「経営会議」等の重要会議に出席し、取締役の職務の執行を監査する体制をとることとする。

また、当社および子会社の取締役および使用人は、職務の執行に関し、重大な法令および定款違反、もしくは不正行為の事実、または、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったとき、またはこれらの者から報告を受けた者は、速やかに常勤監査役に報告する体制をとることとする。

当社は、取締役および使用人に対し、かかる報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いもしないこととする。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、費用の前払いを請求したときは、当該費用が不要であると認めた場合を除き、速やかに当該費用を支払うものとする。監査役会は、職務の遂行上必要と認める費用について、できるだけ、あらかじめ予算を計上しておくものとする。

また、監査役が緊急または臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができるものとする。

3. 運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、コンプライアンスへの理解を深めるため各階層での社員研修にコンプライアンス研修を組み込むとともに各事業所において研修を実施するなどのコンプライアンスに関する取組みを継続的に行っております。

また、当社グループの内部通報制度であるヘルプラインでは、総務部門、労働組合および顧問弁護士ではない弁護士を通報窓口とし、全従業員に周知しております。通報内容については、迅速に事実調査を実施しており、再発防止策を検討し、速やかに実施しております。

反社会的勢力対策として、行動憲章に則り、反社会的勢力との関わりを禁止しております。また、所轄警察署との連携を深めております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録をはじめ当社取締役の職務執行に係る情報の保存および管理につきましては、「文書取扱い規程」に従い、職務執行に係る情報を書面または電磁的に記録し、保存しております。また、その他重要な文書についても、「文書取扱い規程」に従い保存しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社はリスク管理を適切に行うために「トータルリスクマネジメント規程」および各種クライシスに対して「対応要領」を定め、社内イントラネットにて周知を図っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループ各社において定めている「決定基準規程」に基づき、業務執行について重要度に応じて、取締役会を筆頭にマネジャーに至るまで決裁権限者を定め決裁を受ける体制を整備しております。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は「グループ会社運用規程」に基づき、子会社より定期的な報告を受けております。また、当社グループ全体のリスク管理を担当するトータルリスクマネジメント委員会においてグループ全体のリスクについて報告を受け、対応を審議しております。子会社はその業務執行の一部について、重要度に応じ当社の取締役会等当社決定基準に基づく決裁権限者の決裁を受けるものとし、当社はその体制を整備しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

現在、監査役の職務を補助する使用人はおりませんが、監査役会からの求めがあった場合には、当該使用人を置くこととし、取締役からの独立性確保のため、その詳細については監査役会の事前の同意を得ることとしております。

(7) 監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査役は、取締役会の他、経営会議、トータルリスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会等の重要会議に出席し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。

また、監査部、会計監査人と連携を図りながら監査に立合い、モニタリングを行っております。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社監査役が実施した監査活動において発生した費用は適時適正に請求され、当社は当該費用を速やかに支払っております。

7 株式会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容の概要

当社は、支配権の移転を伴う当社株式の大量取得提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、大量取得提案の中には、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が大量取得行為の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な確保・向上に資する者であるべきであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大量取得を行う者に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 基本方針実現のための取組みの概要

(1) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、中期経営計画を策定し、高収益安定企業を実現すべく戦略を立案・推進しております。現在の戦略の骨子は新商品開発体制の強化、成長分野への進出加速、更なる経営効率化の推進の3つであります。まず、新商品開発体制の強化として、積極的に経営資源を投入し、新商品の開発体制を強化することで、既存商品のブラッシュアップや新たな価値を創出するとともに、次世代を担うブランド群の開発・育成を展開してまいります。また、独自の生産新技術を背景とした価値の創出により、市場における競争優位を確保します。次に、成長分野への進出加速として、「健康分野」では、スポーツを基軸とした独自性のある強い商品群の開発・育成と、通販事業での商品力・営業力強化を図ってまいります。また、グローバル戦略として、米国や中国、インドネシアを拠点とした東南アジアを中心に、事業展開を加速させてまいります。最後に、更なる経営効率化の推進として、生産部門でのより強固な生産体制の構築、購買力の強化を図ってまいります。一方、品質向上を図りながら商品仕様を見直しコスト削減を進めるとともに、あわせて間接部門での全社的なローコストオペレーションを推進してまいります。

また、当社は企業価値の最大化ならびに企業の永続的発展および強化を図ることを目的に、内部統制システムの強化および経営の効率化を推進し、業務を適正に執行するとともに、社外取締役選任を含めコーポレート・ガバナンス体制の充実に継続して取り組んでまいります。その一環として事業環境の変化への機動性を高め、意思決定のスピードアップを図るべく執行役員制度を導入し、戦略執行に係る通常業務の執行権限と責任を執行役員に付与しております。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、第160期定時株主総会における株主の皆様のご承認に基づき、「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」を導入し、その後、第163期定時株主総会および第166期定時株主総会において、それぞれ株主の皆様のご承認を得て、「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」を更新しております(以下、最終の更新後の対応策を「本プラン」といいます。)。

本プランは、一定の株式保有割合を超えることとなる当社株式に対する大量取得行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等との協議・交渉等の機会を確保すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

具体的には、当社の株式等に対する買付(保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、または公開買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けを対象とします。)もしくはこれに類似する行為またはその提案(以下「買付等」といいます。)が行われる場合に、買付等を行う者(以下「買付者等」といいます。)に対し事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めています。

買付者等が本プランに規定する手続を順守しなかった場合、または当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合など本プランが予め定める要件に該当した場合には、当社は、買付者等による権利行使は認められないという行使条件および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除くすべての株主に対して、新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大2分の1まで希釈化される可能性があります。

本プランの有効期間は、平成29年3月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランに係る新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての当社取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。

なお、本プランの詳細な内容につきましては、インターネット上の当社ホームページにおける平成26年5月14日付「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の更新について」(http://www.morinaga.co.jp/company/ir/ir_inc/pdf/h26-0514_02.pdf)に掲載しております。

3. 上記の取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記2.(1)に記載した各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものであります。

本プランは、当社の株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等との協議・交渉等の機会を確保すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

さらに、本プランは、株主総会において株主の承認を得た上で更新されたものであること、その内容として合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ新株予約権の無償割当ては実施されないものとしていること、独立性の高い社外者等から構成される独立委員会が設置され、本新株予約権の無償割当ての実施等に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者である専門家を利用することができるとされていること、有効期間が最長約3年と定められた上、当社株主総会または当社取締役会によりいつでも廃止できると定められていること等から、その公正性・客観性は十分担保されており、企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結計算書類

連結貸借対照表（平成29年3月31日現在）

単位：百万円

科目	当期末	(ご参考)前期末	(ご参考)増減
資産の部			
流動資産	**83,801**	**66,602**	**17,199**
現金及び預金	39,902	26,714	13,188
受取手形及び売掛金	21,862	19,329	2,533
商品及び製品	9,837	8,844	993
仕掛品	816	599	217
原材料及び貯蔵品	4,996	5,267	△271
繰延税金資産	2,311	2,309	2
その他	4,079	3,543	536
貸倒引当金	△6	△4	△2
固定資産	**101,231**	**98,376**	**2,855**
有形固定資産	**67,344**	**71,683**	**△4,339**
建物及び構築物	21,699	22,943	△1,244
機械装置及び運搬具	16,643	18,267	△1,624
土地	26,253	28,912	△2,659
リース資産	612	665	△53
その他	2,136	894	1,242
無形固定資産	**912**	**2,421**	**△1,509**
のれん	588	1,970	△1,382
その他	323	451	△128
投資その他の資産	**32,974**	**24,270**	**8,704**
投資有価証券	27,343	20,723	6,620
退職給付に係る資産	3,018	1,931	1,087
繰延税金資産	491	529	△38
その他	2,183	1,147	1,036
貸倒引当金	△62	△62	△0
資産合計	**185,032**	**164,978**	**20,054**

科目	当期末	(ご参考)前期末	(ご参考)増減
負債の部			
流動負債	**71,182**	**40,784**	**30,398**
支払手形及び買掛金	18,620	16,995	1,625
短期借入金	15,000	143	14,857
1年内償還予定の社債	10,000	—	10,000
リース債務	308	351	△43
未払金	10,660	9,197	1,463
未払法人税等	3,797	4,125	△328
賞与引当金	2,466	2,365	101
役員賞与引当金	56	33	23
その他	10,273	7,572	2,701
固定負債	**22,086**	**46,970**	**△24,884**
社債	—	10,000	△10,000
長期借入金	1,282	16,303	△15,021
リース債務	391	434	△43
繰延税金負債	6,195	5,603	592
役員退職慰労引当金	80	83	△3
環境対策引当金	433	477	△44
退職給付に係る負債	7,581	7,787	△206
資産除去債務	112	110	2
受入敷金保証金	5,907	6,069	△162
その他	100	101	△1
負債合計	**93,269**	**87,755**	**5,514**
純資産の部			
株主資本	**72,070**	**62,828**	**9,242**
資本金	18,612	18,612	—
資本剰余金	17,186	17,186	0
利益剰余金	38,905	29,611	9,294
自己株式	△2,634	△2,582	△52
その他の包括利益累計額	**17,090**	**11,729**	**5,361**
その他有価証券評価差額金	14,916	10,167	4,749
繰延ヘッジ損益	△2	△124	122
為替換算調整勘定	855	1,296	△441
退職給付に係る調整累計額	1,321	390	931
非支配株主持分	**2,601**	**2,665**	**△64**
純資産合計	**91,763**	**77,223**	**14,540**
負債純資産合計	**185,032**	**164,978**	**20,054**

連結損益計算書（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

単位：百万円

科目	当期	（ご参考）前期	（ご参考）増減
売上高	**199,479**	**181,868**	**17,611**
売上原価	**99,125**	**94,269**	**4,856**
売上総利益	**100,354**	**87,598**	**12,756**
販売費及び一般管理費	**82,742**	**76,142**	**6,600**
営業利益	**17,612**	**11,456**	**6,156**
営業外収益	**1,009**	**982**	**27**
受取利息及び配当金	348	351	△3
持分法による投資利益	46	32	14
その他	614	598	16
営業外費用	**295**	**376**	**△81**
支払利息	87	111	△24
社債利息	44	44	△0
その他	163	220	△57
経常利益	**18,325**	**12,062**	**6,263**
特別利益	**90**	**563**	**△473**
固定資産売却益	90	563	△473
特別損失	**3,036**	**506**	**2,530**
固定資産除売却損	442	394	48
減損損失	2,586	112	2,474
投資有価証券評価損	6	—	6
税金等調整前当期純利益	**15,380**	**12,119**	**3,261**
法人税、住民税及び事業税	5,914	5,058	856
法人税等調整額	△1,655	△874	△781
当期純利益	**11,122**	**7,936**	**3,186**
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失（△）	6	△156	162
親会社株主に帰属する当期純利益	**11,115**	**8,092**	**3,023**

計算書類

貸借対照表（平成29年3月31日現在）

単位：百万円

科目	当期末	(ご参考) 前期末	(ご参考) 増減
資産の部			
流動資産	**66,936**	**51,339**	**15,597**
現金及び預金	30,155	18,192	11,963
受取手形	27	30	△3
売掛金	17,991	15,750	2,241
製品	7,789	6,850	939
仕掛品	549	458	91
原材料及び貯蔵品	3,734	4,104	△370
前払費用	713	616	97
繰延税金資産	1,920	1,888	32
その他	4,055	3,448	607
固定資産	**99,179**	**95,319**	**3,860**
有形固定資産	**54,421**	**57,220**	**△2,799**
建物	15,084	16,040	△956
構築物	966	1,116	△150
機械及び装置	9,102	10,732	△1,630
車両運搬具	25	29	△4
工具、器具及び備品	380	349	31
土地	26,897	28,273	△1,376
リース資産	553	587	△34
建設仮勘定	1,411	90	1,321
無形固定資産	**301**	**446**	**△145**
借地権	135	262	△127
その他	165	183	△18
投資その他の資産	**44,456**	**37,652**	**6,804**
投資有価証券	26,941	20,382	6,559
関係会社株式	15,045	15,044	1
長期前払費用	153	194	△41
前払年金費用	1,545	1,261	284
その他	810	807	3
貸倒引当金	△40	△38	△2
資産合計	**166,115**	**146,658**	**19,457**

科目	当期末	(ご参考) 前期末	(ご参考) 増減
負債の部			
流動負債	**64,001**	**33,990**	**30,011**
支払手形	4,213	393	3,820
買掛金	11,709	14,135	△2,426
短期借入金	15,000	—	15,000
一年以内償還社債	10,000	—	10,000
リース債務	283	318	△35
未払金	9,333	8,148	1,185
未払法人税等	3,284	3,586	△302
未払消費税等	391	328	63
未払費用	3,914	3,563	351
賞与引当金	1,802	1,748	54
役員賞与引当金	54	33	21
預り金	716	717	△1
従業員預り金	261	276	△15
その他	3,036	740	2,296
固定負債	**17,435**	**42,324**	**△24,889**
社債	—	10,000	△10,000
長期借入金	700	15,700	△15,000
リース債務	354	384	△30
繰延税金負債	6,233	6,045	188
退職給付引当金	6,554	6,394	160
役員退職慰労引当金	80	83	△3
環境対策引当金	394	438	△44
資産除去債務	112	110	2
受入敷金保証金	2,909	3,070	△161
その他	97	98	△1
負債合計	**81,436**	**76,315**	**5,121**
純資産の部			
株主資本	**70,174**	**60,664**	**9,510**
資本金	**18,612**	**18,612**	**—**
資本剰余金	**17,186**	**17,186**	**0**
資本準備金	17,186	17,186	—
その他資本剰余金	0	—	0
利益剰余金	**37,009**	**27,447**	**9,562**
その他利益剰余金	37,009	27,447	9,562
特別償却準備金	99	157	△58
固定資産圧縮積立金	9,371	9,902	△531
別途積立金	7,000	7,000	—
繰越利益剰余金	20,538	10,387	10,151
自己株式	**△2,634**	**△2,582**	**△52**
評価・換算差額等	**14,504**	**9,679**	**4,825**
その他有価証券評価差額金	**14,504**	**9,774**	**4,730**
繰越ヘッジ損益	**—**	**△95**	**95**
純資産合計	**84,679**	**70,343**	**14,336**
負債純資産合計	**166,115**	**146,658**	**19,457**

損益計算書（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

単位：百万円

科目	当期	（ご参考）前期	（ご参考）増減
売上高	**173,069**	**159,403**	**13,666**
売上原価	**84,216**	**81,686**	**2,530**
売上総利益	**88,853**	**77,717**	**11,136**
販売費及び一般管理費	**72,974**	**67,283**	**5,691**
営業利益	**15,878**	**10,433**	**5,445**
営業外収益	**772**	**778**	**△6**
受取利息及び配当金	393	354	39
その他	379	423	△44
営業外費用	**208**	**258**	**△50**
支払利息	56	76	△20
社債利息	44	44	△0
その他	107	136	△29
経常利益	**16,442**	**10,953**	**5,489**
特別利益	**86**	**562**	**△476**
固定資産売却益	86	562	△476
特別損失	**1,753**	**1,028**	**725**
固定資産除売却損	332	303	29
減損損失	1,414	93	1,321
投資有価証券評価損	6	—	6
関係会社株式評価損	—	631	△631
税引前当期純利益	**14,775**	**10,487**	**4,288**
法人税、住民税及び事業税	5,098	4,328	770
法人税等調整額	△1,705	△740	△965
当期純利益	**11,382**	**6,898**	**4,484**

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月2日

森永製菓株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　川　島　繁　雄　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　五十嵐　　徹　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、森永製菓株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び適用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、森永製菓株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月2日

森永製菓株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　川　島　繁　雄　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　五十嵐　　徹　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、森永製菓株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第169期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び適用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会監査報告書　謄本

監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第169期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況などを踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月11日

森永製菓株式会社　監査役会

常勤監査役　伊藤直紀 ㊞

常勤監査役　茶谷紀夫 ㊞

監査役　坂口公一 ㊞

監査役　嶋田哲夫 ㊞

(注) 常勤監査役伊藤直紀及び監査役坂口公一は社外監査役であります。

以　上

MEMO



株主メモ

事業年度　4月1日～翌年3月31日

株主確定日　●定時株主総会　3月31日
●期末配当金　3月31日

定時株主総会　6月

株主名簿管理人・特別口座の口座管理機関
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社

公告方法　電子公告の方法により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告ができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載します。

公告掲載URL　http://www.morinaga.co.jp/company/ir_koukoku.html

証券コード　2201

株式の手続きに関するお問合わせ先・郵便物送付先

当社の株式を証券会社の口座でお持ちの場合

お取引の証券会社になります。
ただし、未払い配当金の支払いにつきましては、三菱UFJ信託銀行証券代行部で承ります。
連絡先は、下記をご参照ください。

当社の株式を証券会社の口座でお持ちでない場合（特別口座の場合）

三菱UFJ信託銀行証券代行部になります。
連絡先は、下記をご参照ください。

株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）の連絡先

〒137-8081
東京都江東区東砂七丁目10番11号　三菱UFJ信託銀行証券代行部
電話（通話料無料）0120-232-711

定時株主総会会場ご案内

日時　平成29年6月29日(木) 午前10時
(受付開始時刻　午前9時)

会場　品川プリンスホテル
アネックスタワー5階「プリンスホール」
東京都港区高輪四丁目10番30号　電話03-3440-1111

交通のご案内　J R 線
新 幹 線
京浜急行線
「品川駅」 高輪口から徒歩約2分

● 最寄り駅から会場までのアクセス





※詳細な交通のご案内は品川プリンスホテルホームページ掲載の"アクセス"のページをご覧ください。
http://www.princehotels.co.jp/shinagawa/access/

※ご来場に際しましては、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。また、議事資料として、本第169期定時株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

森永製菓株式会社

VEGETABLE OIL INK

UD FONT　見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。